







(お知らせ)

(資料3-1 別添1)

神栖市A Bトラック外の西地域における飲用井戸の調査結果等について

(環境省、茨城県、神栖市同時発表)

平成20年9月11日(木)

環境省総合環境政策局環境保健部	
環境安全課環境リスク評価室	
直 通	TEL 03 (5521) 8263
代 表	TEL 03 (3581) 3351
室 長	塚本 直也 (内線6340)
室 長 補 佐	筒井 誠二 (内線6341)
専 門 官	松村 達夫 (内線6345)
環境専門調査員	土弘 道夫 (内線6342)

茨城県	
代 表	TEL 029 (301) 1111
保健福祉部生活衛生課長	村山 正利
課長補佐	時野谷 浩 (内線3428)
〃 保健予防課長	青山 充
課長補佐(技術総括)	細田 孝子 (内線3231)
生活環境部環境対策課長	礪 和佳
〃 水環境室室長補佐	三好 隆 (内線2964)

神栖市生活環境部環境課	
代 表	TEL 0299 (90) 1111
課 長	野口 正信 (内線540)
地下水汚染対策室室長	猿田 俊治 (内線546)

神栖市A Bトラック外の西地域に設置した2か所(M45、M46)のモニタリング孔の地下水調査において、1か所(M46)から0.003~0.031 mg/lのジフェニルアルシン酸(DPAA)が検出されたことについて、本年8月7日に公表したところです。

これを踏まえ、「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙)に基づき、ジフェニルアルシン酸が検出されたM46から概ね200~600メートル圏内に設定した新たな飲用自粛範囲(別添図斜線部分)にあたる飲用井戸36件の調査を実施したところ、全ての飲用井戸においてジフェニルアルシン酸は不検出でしたのでお知らせします。

今後、新たな飲用自粛範囲の地域においては、専門家の意見を踏まえ、複数のモニタリング孔を設置し、地下水汚染範囲の監視を行うこととしています。

また、この範囲においては、本年8月7日時点で既に井戸水の飲用等の自粛のお願いを行っていますが、今後のモニタリング結果等に基づき安全性が確保できるまで、引き続き井戸水の飲用等の自粛をお願いすることとします。

1 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

## (1) 調査対象範囲

ABトラック外の西地域の新たにジフェニルアルシン酸（DPAA）が検出されたモニタリング孔（M46）から概ね200～600メートル圏内の飲用井戸（図参照）

## (2) 調査結果等

- ・採水日：平成20年8月19～20日
- ・採水件数：36件
- ・不検出：36件
- ・検出：無し

※DPAA不検出：定量下限値未満のことをいう。

本分析の定量下限値は0.001 mg/L（ヒ素換算値）である。

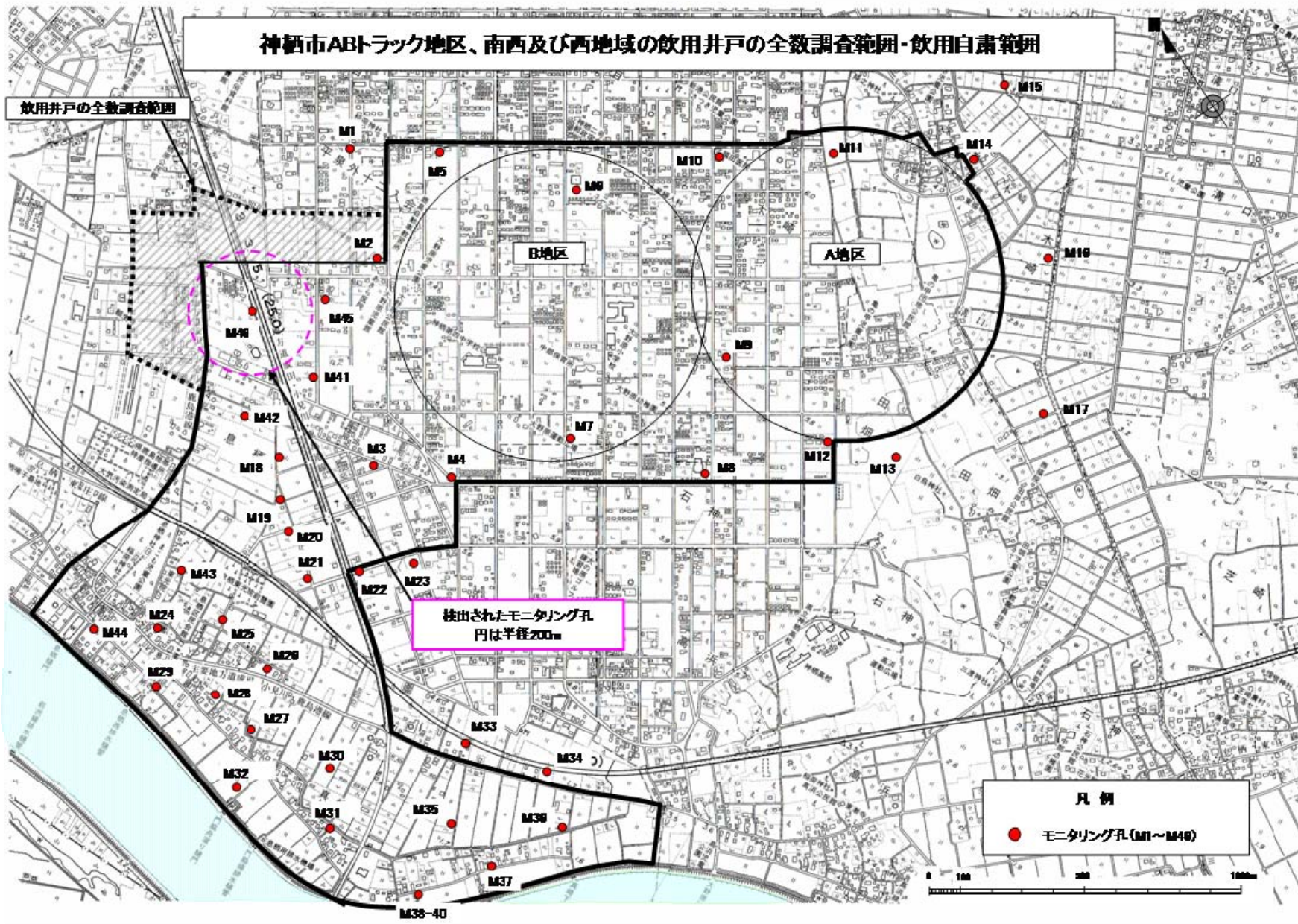
## 2 今後の対応について

今後、新たな飲用自粛範囲の地域においては、専門家の意見を踏まえ、複数のモニタリング孔を設置し、地下水汚染範囲の監視を行うこととしています。

また、この範囲においては、本年8月7日時点で既に井戸水の飲用等の自粛のお願いを行っていますが、今後のモニタリング結果等に基づき安全性が確保できるまで、引き続き井戸水の飲用等の自粛をお願いすることとします。

# 神栖市ABトラック地区、南西及び西地域の飲用井戸の全数調査範囲-飲用自肅範囲

飲用井戸の全数調査範囲



M38-40

(お知らせ)

(資料3-1 別添2)

神栖市A Bトラック外の北東地域における飲用井戸の調査結果等について

(環境省、茨城県、神栖市同時発表)

平成20年10月30日(木)

環境省総合環境政策局環境保健部

環境安全課環境リスク評価室

直 通 TEL 03 (5521) 8263

代 表 TEL 03 (3581) 3351

室 長 塚本 直也 (内線6340)

室 長 補 佐 筒井 誠二 (内線6341)

専 門 官 松村 達夫 (内線6345)

環境専門調査員 土弘 道夫 (内線6342)

茨城県

代 表 TEL 029 (301) 1111

保健福祉部生活衛生課長 村山 正利

課長補佐 時野谷 浩 (内線3428)

〃 保健予防課長 青山 充

課長補佐(技術総括) 細田 孝子 (内線3231)

生活環境部環境対策課長 磯 和佳

〃 水環境室室長補佐 三好 隆 (内線2964)

神栖市生活環境部環境課

代 表 TEL 0299 (90) 1111

課 長 野口 正信 (内線540)

地下水汚染対策室室長 猿田 俊治 (内線546)

神栖市のA Bトラック外の北東地域に設置している、M14、M15のモニタリング孔から概ね200～300メートル圏内(別添図斜線部分)のすべての飲用井戸26件について調査を行った結果、いずれの井戸においてもジフェニルアルシン酸は不検出でしたので、お知らせいたします。

1 経緯・概要

7月末に実施した、神栖市のモニタリング孔における夏季の地下水調査において、A Bトラック外の北東地域に設置したM14、M15のモニタリング孔から、微量(0.002 mg/ℓ)のジフェニルアルシン酸(DPAA)が検出されたこと(なお、8月末に実施した確認検査では、両孔ともDPAAは不検出。)を受け、「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙)に基づき、両モニタリング孔から概ね200～300メートル圏内(別添図斜線部分)のすべての飲用井戸において、ジフェニルアルシン酸の調査を行うことを、9月25日に公表したところです。

今般、その調査結果がまとまり、その結果、すべての井戸について、ジフェニルアルシン酸は不検出でした。

## 2 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

### (1) 調査対象範囲

A Bトラック外の北東地域の新たにジフェニルアルシン酸（D P A A）が検出されたモニタリング孔（M 1 4、M 1 5）から概ね200～300メートル圏内の飲用井戸（別添図斜線部分）

### (2) 調査結果等

- ・採水日：平成20年10月1～2日
- ・採水件数：26件
- ・D A P P不検出<sup>※1</sup>：26件
- ・D P A A検出：0件

なお、本調査において採水を行った井戸26件のうち、5件から0.013～0.039mg/リットルの範囲の総ヒ素が検出されました。<sup>※2</sup>

<sup>※1</sup> D P A A不検出：定量下限値未満のことをいう。本分析の定量下限値は0.001 mg/リットル（ヒ素換算値）である。

<sup>※2</sup>（参考）ヒ素に係る地下水環境基準：1リットルにつき0.01mg以下であること。なおこの数値は、生涯にわたって連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基本として設定された値です。

## 3 今後の対応について

今回調査を行った範囲（別添図斜線部分）については、現時点においては、D P A Aにより井戸水が汚染されている可能性のある範囲には加えないこととします。

なお、当該地域に設置されているモニタリング孔のM 1 4及びM 1 5については、引き続き、定期モニタリングを行い、地下水汚染範囲の状況監視を行います。

また、今回の調査で0.01mg/リットルを上回る総ヒ素の検出が確認された井戸については、県において井戸水の使用に係る必要な指導を引き続き行うこととします。



神栖市A・Bトラック地区及びその北西から南西地域、並びにA地区北東地域の  
飲用井戸の全数調査範囲

